〇品田委員長 ただいまより、経済文教常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和4年第3回定例会提出議案についてを議題といたします。認定第1号、認定第3号、議案第1号、議案第8号及び報告第9号の以上5件につきまして、理事者から説明願います。 〇三宮経済部長 認定第1号、令和3年度旭川市一般会計決算のうち、経済部所管分につきまして 御説明申し上げます。

最初に、資料はございませんが、経済部全体の決算について申し上げます。

歳入では、予算現額240億5千729万9千円に対しまして、収入済額は156億5千899万7千391円で、収入率は65.1%となっております。主な収入減の理由といたしましては、感染防止対策協力支援金の支給実績により給付される北海道の負担金及び国の臨時交付金が想定を下回ったことや、度重なるまん延防止等重点措置などの要請に伴い、年度内に事業が完了せず、繰越しが発生したことから、当初の予算額より減少したものでございます。

次に、歳出でございますが、5款労働費と7款商工費を合わせまして、予算現額267億3千557万3千370円に対しまして、支出済額は161億1千722万7千888円で、執行率は60.3%となっております。このうち、7款1項1目商業振興費、感染防止対策協力支援金に関する翌年度繰越額は52億1千932万5千円で、不用額は53億9千256万6千571円でありますが、不用額の主な理由といたしましては、感染防止対策協力支援金につきまして、支給件数が想定を下回ったことや、度重なるまん延防止等重点措置の要請に伴い、年度内に事業が完了せず、繰越しが発生したこと、また、中小企業振興資金融資事業費につきまして、貸付金が見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、主な事業につきまして、主要施策の成果報告書により御説明申し上げます。

初めに、25ページでございます。戦略的市場開拓推進費792万6千円です。国内外の各種物産展などへの出展支援や、道外道の駅との物産交流を行うとともに、地域企業の販売力強化支援やブランド化を推進することにより、取引拡大や販売機会の創出を支援したものでございます。

続きまして、26ページ、デザイン推進事業費2千249万3千円です。関係機関と連携し、市 民向けのデザイン講座や企業向け経営セミナーのほか、デザインプロデューサー育成研修会の開催、 子ども向けの冊子製作や出前講座などに取り組んだところでございます。

続きまして、28ページ、地域連携技術者育成支援費150万6千円です。旭川高専と地元企業 との連携を促進し、課題解決に向けた取組を行うとともに、旭川高専の知識と技術を活用し、企業、 社会人、小中学生向けの講座を実施したものでございます。

続きまして、29ページ、旭川圏トライアルワーク連携支援費1千298万6千円です。旭川圏トライアルワーク推進協議会に負担金を交付し、職場体験やインターンシップの活用により、多様な人材の就業、定着を促進し、旭川圏域の労働力人口の維持向上を図ったところでございます。

続きまして、34ページ、ICTパーク運営費7千265万円でございます。中心市街地のにぎ わい創出やICT人材の育成を図るため、ICTパークにおいてeスポーツ大会やプログラミング 教室などの事業を展開したものでございます。

次に、新型コロナ対策に係る事業でございます。67ページ、イノベーションモデル創出支援費 1千206万1千円です。新型コロナの拡大で変容した社会に対応していくため、新たな技術開発 や製品、サービスなどの社会課題解決型ビジネスモデルの創出に向けた支援を行ったところでございます。

続きまして、68ページ、中小企業振興資金融資事業費55億7千4万2千円でございます。市内中小事業者の経営の維持、発展及び経営基盤の強化のほか、経営革新の取組や新規創業等に必要な資金需要に応えるため、各種の融資制度を設けまして、円滑な資金の供給を行うとともに、コロナ禍により売上げが減少している中小事業者に対しまして、信用保証料の補助、全額利子補給などの緊急的な資金繰り支援を行ったものでございます。

続きまして、69ページ、はたらく環境づくり支援費1千23万7千円です。企業への働き方改革の周知や啓発、人材育成の支援及び働きやすい就業環境の整備を行うため、セミナーの実施のほか、市内企業へのキャリアコンサルタントの派遣、テレワークを導入した企業への支援などを行ったところでございます。

続きまして、70ページです。IT導入促進支援費772万9千円です。デジタル技術の効果的な活用の啓発及び導入を促進するため、旭川情報産業事業協同組合と共に、市内事業者を対象とした伴走支援の実施や研修報告会を開催したものでございます。

続きまして、71ページです。テイクアウト飲食券発行費1億2千643万円です。令和2年度から予算を繰越しして実施した事業でございますが、外出自粛などにより不自由な生活を強いられている子育て世帯を支援するとともに、市内飲食店の利用を通じた消費喚起策として、3千円分のテイクアウト飲食券を発行したものでございます。

続きまして、72ページです。感染防止対策協力支援金78億8千585万6千円です。緊急事態措置等に伴う休業や営業時間短縮等の要請に応じた飲食店などに対し、支援金を第1期から第7期にわたり給付したものでございます。

続きまして、73ページ、旭川市事業継続応援支援金6億8千330万6千円です。緊急事態措置等の影響により一定の収入減があり、国や北海道の支援金を受給した市内事業者に対しまして、本市が支援金を上乗せ給付したものでございます。

続きまして、74ページ、旭川市飲食店感染防止対策認証取得奨励金3億1千268万6千円です。北海道の、いわゆる第三者認証を取得し、かつ、CO2センサーを設置し、感染対策に取り組む市内の飲食店に対しまして、1店舗当たり20万円の奨励金を給付したものでございます。

続きまして、75ページ、飲食店応援チケット発行費1億6千982万5千円です。市民の飲食店利用促進を通じた消費喚起を図るため、プレミアム率100%の飲食店応援チケットを発行したものでございます。

続きまして、認定第3号の令和3年度旭川市動物園事業特別会計決算につきまして、御説明申し上げます。歳入歳出決算事項別明細書の157ページからがこちらの特別会計となっております。

まず、資料はございませんが、令和3年度におきます旭山動物園の状況について、概要を御説明させていただきます。新型コロナの影響のため、2度にわたり休園したことによりまして、入園者数は前年度比約5万6千人減の46万3千636人となったところでございます。そのような中で

も魅力ある動物園となるよう、えぞひぐま館の新設などの施設整備を行うとともに、コロナ禍においても効果的な情報発信を行うため、SNSによるライブ配信やウェブを活用した広告掲載などに取り組んだほか、新たな取組として、動物墨画パフォーマンス甲子園などを実施したところであります。また、入園券の外部販売やキャッシュレス化の実施などによりまして、利便性の向上に努めたところでございます。

それでは、令和3年度の決算について御説明させていただきます。 160ページを御覧ください。収入合計につきましては、予算現額 21 億8 76 万3 千円に対しまして、収入済額は 20 億3 千9 11 万9 千7 56 円でありまして、収入率は 96.7%となっております。 このうち、主な収入であります入園料につきましては、 158ページ、 1 款 1 項 1 目 入園料で、予算現額は 2 億6 千 146 万4 千円に対しまして、収入済額は 628 万7 00 円増の 2 億6 千 74 万4 千 700 円でありまして、収入率は 102.4%となっております。また、寄附金につきましては、 4 款 1 項 1 目、予算現額 2 億 134 万6 千 円に対しまして、 96 万5 千 786 円減の 2 億 38 万 214 円であり、収入率は 99.5%となっております。

続きまして、議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、経済部所管につきまして 御説明申し上げます。

補正予算書15ページを御覧ください。7款1項1目商業振興費、中小企業振興資金融資事業費7億4千300万円でございます。これは、第2回定例会にて議決をいただきました旭川市中小企業振興資金融資制度における災害・景気対策融資につきまして、補助金及び貸付金を追加で補正しようとするものでございます。

次に、旭川市事業継続支援金4億2千847万3千円でございます。コロナ禍による売上げの減少に加え、原材料等の価格高騰の影響を受ける事業者に対して北海道の支援金へ上乗せ支給するとともに、事業者の円滑な申請をサポートするため、相談窓口を設置しようとするものでございます。最後になりますが、貨物自動車運送事業者支援金1億2千818万9千円です。燃油価格高騰の影響を大きく受けている貨物自動車運送事業者の事業継続を後押しし、本市経済を支える物流体制を維持するため、支援金を給付しようとするものでございます。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

〇菅原観光スポーツ交流部長 認定第1号、令和3年度旭川市一般会計決算のうち、観光スポーツ 交流部所管につきまして御説明申し上げます。

初めに、資料はございませんが、部全体の決算について申し上げます。

まず、歳入でございます。予算現額14億8千944万4千408円に対しまして、収入済額は11億6千734万2千50円で、収入率は78.4%となっております。主な収入減の理由とい

たしましては、各施設における使用料や、各基金の繰入金が当初の見込みを下回ったことによるも のでございます。

次に、歳出でございます。令和2年度からの繰越明許費を含む予算現額22億73万7千408円に対しまして、支出済額は18億2千729万5千864円となっております。また、令和4年度への繰越額は1億1千200万円であり、これは旭川宿泊応援事業費8千200万円と旅行商品造成等促進事業費3千万円の全額について、令和4年度に事業を実施するために繰り越すこととなったものでございます。この繰越明許費を除いた不用額は2億6千144万1千544円で、執行率は88.1%となっております。主な不用額の理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種事業やイベントなどが縮小、中止になったことに伴い、委託料や負担金等が見込みを下回ったことによるものでございます。

部所管の事業につきましては、経常費が7事業、臨時事業費が28事業の合わせて35事業を執行しておりますが、その主な事業につきまして、令和3年度主要施策の成果報告書に基づき、御説明を申し上げます。

初めに、22ページを御覧ください。カムイスキーリンクス索道等整備費1億5千122万3千円でございます。この事業は、安全かつ快適にカムイスキーリンクスを利用していただけるよう、 老朽化したゴンドラ駅舎の改修や、駐車場舗装工事などの改修を行ったものです。

次に、23ページを御覧ください。体育振興費894万5千円でございます。この事業は、市民がスポーツを楽しむ環境を整えるため、スポーツ推進委員の活動推進、各種スポーツ大会の運営や選手派遣の補助など、スポーツの推進につながる事業を実施したものでございます。

次に、24ページ、スポーツ大会等誘致推進費265万9千円でございます。この事業は、本市におけるスポーツ競技人口の増加や、競技力の向上を図るため、旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会を中心に、パラノルディックスキー日本代表合宿などを受け入れたほか、パラリンピックの採火式を実施いたしました。

次に、37ページ、旭川観光コンベンション協会補助金4千35万2千円でございます。この事業は、本市の観光情報の発信や、各種会議及びフィルムコミッション等の誘致事業を行う一般社団法人旭川観光コンベンション協会の活動を支援したものでございます。

次に、38ページ、観光受入体制充実費 457万2千円でございます。この事業は、観光客の滞在時間の増加やリピーターの創出を図るため、アイヌ文化の情報発信や中心市街地のWi-Fi環境の整備に取り組んだものでございます。

次に、39ページ、観光情報発信費480万4千円でございます。この事業は、本市の知名度の 向上及びイメージアップを図るため、各種ポスターやパンフレット、動画の作成及び多言語対応の ウェブページの管理・運営業務を実施し、本市の観光情報を国内外に発信したものでございます。

次に、40ページ、大雪カムイミンタラDMO推進費7千105万9千円でございます。この事業は、滞在型・通年型観光の促進に向けたマウンテンシティリゾートの形成を推進するため、スキー場を核とした冬季観光促進事業や、マーケティング調査等を行うDMOの活動を支援したものでございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策の事業を御説明いたします。

77ページ、教育旅行等誘致促進費1千182万6千円でございます。この事業は、新型コロナ

ウイルス感染症の影響により延期や旅程変更となっている修学旅行に代表される教育旅行等を本市 に誘致するために、市内の飲食店で使える2千円分の割引券を発行したものでございます。

次に、78ページ、旭川宿泊応援事業費2億4千993万円でございます。この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ宿泊需要を喚起するため、市民や観光客等に割引宿泊商品を提供する市内のホテル・旅館事業者に対して、割引相当額を支援したものでございます。

次に、令和3年度旭川市各会計歳入歳出決算事項別明細書を御覧ください。

79ページ、国際親善交流費441万3千円でございます。この事業は、市民の国際理解や国際 交流の促進、充実を図るため、国際交流員による学校訪問などの活動のほか、姉妹・友好都市と青 少年のオンラインによる交流や、絵画の交換による交流を行ったものでございます。

以上が、一般会計決算のうち、観光スポーツ交流部所管の決算の概要でございます。

次に、議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、観光スポーツ交流部所管につきまして、御説明を申し上げます。

補正予算書の15ページを御覧ください。

7款1項4目観光費のアドベンチャートラベル推進費421万円でございます。これは、令和5年に北海道で開催されますアドベンチャートラベル・ワールドサミット2023北海道に本市も主体的に参加し、圏域内のアクティビティーや自然・異文化体験など、多彩な観光コンテンツを活用して持続可能な観光圏域としての発展を目指していくものでございます。事業内容といたしましては、アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道実行委員会に対する負担金が400万円、事務費が21万円の事業となる予定でございます。財源は、全額一般財源となっております。

続きまして、報告第9号の専決処分の報告につきまして、御説明申し上げます。

本件は、令和3年12月28日、学校施設スポーツ開放事業で、旭川市立青雲小学校の体育館を利用していた相手方がテニスネットを張っていたところ、支柱附属のネット巻がずれていたためネットワイヤーが外れ、相手方が負傷した事故でありまして、その損害賠償の額を3万9千845円と定め、8月26日に専決処分をさせていただいたものでございます。事故発生後、各学校に対しましては、備品の安全点検の強化や、適切な維持管理方法などに関する通知を行ったところでありますが、今後におきましても、より適切な維持管理に努め、事故の再発防止の徹底を図ってまいります。

以上、よろしくお願いいたします。

〇加藤農政部長 認定第1号、令和3年度旭川市一般会計決算のうち、農政部所管分につきまして 御説明申し上げます。

資料等はございませんが、初めに、歳入の概要についてでございます。予算現額10億2千232万1千円に対して、収入済額が9億146万2千106円で、収入率は88.2%となっております。次に、歳出の概要についてでございます。予算現額16億3千196万2千592円に対して、支出済額が14億7千923万9千503円で、執行率は90.6%となっております。

続きまして、農政部所管の主な事業につきまして、主要施策の成果報告書により御説明いたします。

初めに、27ページを御覧いただきたいと思います。新規就農確保・育成対策費、決算額961 万8千円でございます。全国的に担い手の減少が続く中、本市農業を力強く発展させるため、行政 と地域が一体となり、新規就農者の受入れや研修、経営発展に向けた取組などを推し進め、関係する経費に対して支援を行ったものでございます。令和3年度は、2人が2年間の研修を終え、就農したほか、新たに3人の農業研修生を受け入れました。

次に、30ページ、森林整備対策費1千895万1千円でございます。森林資源の循環利用を推進するため、北海道と一体となって民有林の造林37.93ヘクタールを支援したほか、森林環境譲与税を活用して、間伐を4.38ヘクタール、下刈り158.04ヘクタールなど、民有林の計画的整備の推進を図るとともに、民有林に通じる既設林道の適正な管理や、森林経営管理法に基づく意向調査を行い、今後の森林経営管理の必要性を所有者に認識していただくなど、民有林整備の推進を図りました。

次に、32ページ、新規事業であります土づくり対策支援費104万5千円でございます。土壌診断の利用促進及び適正施肥栽培の普及を図り、生産の安定化及び営農コストの低減に資するため、土づくり指導の専門職員が生産者圃場を延べ59回巡回いたしまして、栽培上の課題を聞き取り調査いたしました。土壌断面調査、あるいは土壌分析による土壌の物理性、化学性に係る詳細な調査などを通じて、土づくりに関する助言、指導を行ったところでございます。また、生産者の土づくりに役立つ内容を基に構成いたしましたニュースレター2千900部を5回発行し、広く情報発信に努めたところでございます。

続きまして、決算事項別明細書によりまして御説明いたしたいと思います。

事項別明細書の107ページを御覧いただきたいと思います。107ページの右側の備考欄、真ん中辺り、農産園芸振興費の中の下から2番目の米印でございますけれども、水稲農家緊急支援事業費6千350万5千円でございます。本市農業の基幹作物であります水稲につきまして、新型コロナウイルスにより米の外食需要が低迷し、米価が下落し、その影響が大きく懸念されたことから、水稲農家486戸に令和3年産種子代相当額の10分の8を支援し、次期作への生産意欲の喚起を図ったところでございます。

また、同じ欄の一番下の米印、水稲育苗自動散水機導入支援事業費1千946万7千円でございます。新型コロナウイルスの影響による米価下落への対応とともに、人の手を介さない農業への転換など、コロナ禍での新しい生活様式に対応した感染予防対策が求められ、水稲育苗作業の省力化のために用いる自動散水機の導入に必要な経費の2分の1を補助として、計76台の導入を支援し、ポストコロナを見据えた環境整備を支援したところでございます。

次に、議案第1号、補正予算の関係でございます。農政部所管につきまして御説明申し上げたい と思います。

補正予算書の15ページを御覧いただきたいと思います。6款1項3目農産園芸振興費のうち、まず、経営所得安定対策等推進事業費252万4千円でございます。担い手農家の経営の安定を図るための国の制度である経営所得安定対策等交付金の申請事務に必要なシステムである、農林水産

省共通申請サービス、通称 e MAFFと申しますが、それを導入するための費用を、旭川市や市内 4 J A などで組織します旭川市農業再生協議会に補助するため、補正を行おうとするものでございます。なお、当該事業の財源は、全額北海道から交付される経営所得安定対策等推進事業補助金を充当いたします。

次に、同じく6款1項3目のうち、無加温ハウス整備費58万3千円でございます。無加温ハウスの整備を支援することにより、施設園芸におけるエネルギー転換を促進し、燃油価格高騰の影響を受けにくい生産体制を確立しようとするものでございます。具体的には、市内生産者の冬期野菜のハウスの耐雪強度の向上や、保温装備の導入に係る費用を支援するものでございます。財源は、全額北海道の施設園芸エネルギー転換促進事業補助金を充当いたします。

最後になりますけれども、議案第8号、市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、土地改良法の一部が改正され、応急工事計画に基づく事業における賦課徴収の受益者同意につきまして、法定化されたことに伴い、当該同意に係る条例の中での規定を廃止しようとするものでございます。

以上でございます。

〇品田学校教育部長 初めに、認定第1号、令和3年度旭川市一般会計決算の認定につきまして、 学校教育部所管分について御説明申し上げます。

学校教育部所管分全体の決算額につきましては、資料はございませんが、歳入では予算現額50億7千845万6千円に対し、収入済額13億6千587万7千655円であり、収入率は26.9%となっております。また、歳出では、予算現額98億9千843万6千800円に対し、支出済額60億4千987万1千275円であり、執行率は61.1%となっております。執行率につきましては、いずれも、学校施設の工事等に係る令和4年度への繰越しにより、執行率が低いという状況でございます。

次に、主な事業につきまして、令和3年度主要施策の成果報告書及び旭川市一般会計歳入歳出決 算事項別明細書により御説明いたします。

初めに、主要施策の成果報告書の20ページになります。学校ICT環境整備費6千745万2 千円につきましては、全ての市立小中学校の児童生徒等用に整備いたしましたタブレット端末等の 管理運用を行うとともに、校内の通信ネットワークや、緊急時におけるICTを活用した学習活動 を支援するための環境整備を行い、また、GIGAスクールサポーターによる学校ICT運用の支 援等を行うことにより、ICTに関わる学校教育環境の整備を図ったというものでございます。

次に、21ページになります。部活動指導員配置促進費242万7千円であります。旭川市立の中学校において、適切な練習時間や休養日の設定など、部活動の適正化を進めるため、令和3年度は中学校9校に部活動指導員を配置し、教員の部活動指導に係る負担を軽減し、また、生徒への専門的な指導の充実を図ったというものであります。

次に、42ページになります。小中連携一貫コミュニティ・スクール推進費131万6千円であります。担当職員による学校訪問等の支援を行い、全中学校区で小中合同研修や小中共通の学習ルールによる指導など、義務教育9年間を見通した教育活動を実施し、コミュニティ・スクールにつ

いては新たに9校に導入し、全小中学校への導入が完了したというものであります。

次に、66ページになります。学校施設大規模改修費4億3千776万5千円であります。児童によりよい教育環境を提供するために大規模改修を実施する事業であり、令和3年度におきましては、空調(暖房)設備の改修を行うことにより、冬期間の換気に対応することで新型コロナウイルス感染症拡大防止を図ったほか、アスベスト含有煙突の改修、老朽化した給水設備の改修などを実施したというものであります。

次に、決算事項別明細書になります。124、125ページになります。10款1項教育総務費、3目教育指導費の表の右端、備考欄の上から5つ目になりますが、いじめ問題対策推進費1千86万9千22円であります。旭川市いじめ防止基本方針に基づき、関係者等で構成するいじめ防止等連絡協議会を開催し、取組等について情報を共有したり、助言を得たりするなど、いじめ防止等に向けた取組や連携の強化を図ったほか、いじめ防止等対策委員会において、いじめの重大事態とした事案について調査、審議を行ったものでございます。

次に、事項別明細書126、127ページ、10款2項小学校費、2目教育振興費の備考欄の下から数えまして7つ目、少人数学級編制費6千110万3千973円であります。小学校第1学年から第4学年を対象に、国や道の基準より少ない人数で学級を編制するため、本市独自に小学校教員免許を有する市費負担教員を対象校に配置し、きめ細かな指導の充実を図ったというものでございます。

次に、その1つ下、特別支援教育推進費1億4千771万4千9円であります。小中学校に特別支援教育補助指導員を配置するとともに、医療的ケアが必要な児童生徒に対応するため、看護師資格を有する補助指導員を配置することにより、特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援体制の充実を図り、一人一人のニーズに適切な教育的支援を行うための体制整備を推進したというものであります。

最後に、128、129ページになります。10款3項中学校費、2目教育振興費の備考欄の上から7つ目、スクールカウンセラー活用推進費1千88万7千126円であります。不登校やいじめなど、児童生徒の悩みへの対応に当たり、専門的な知識や経験を有する臨床心理士などをスクールカウンセラーとして派遣し、児童生徒へのカウンセリングや教師、保護者への専門的な助言、援助を行ったところでございます。

認定第1号の令和3年度一般会計決算の認定については以上でございます。

続きまして、議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、学校教育部所管分につきまして御説明いたします。

補正予算書事項別明細書の16ページになります。10款2項小学校費、2目教育振興費、修学旅行等関連費、補正額1万4千円、同じく3項中学校費、2目教育振興費、修学旅行等関連費、補正額62万9千円であります。新型コロナウイルス感染症の影響により生じた修学旅行や宿泊研修のキャンセル料を支援するというもので、感染症により出席停止となり、不参加となった児童生徒の保護者の負担を軽減しようとするものでございます。

次に、同じく16ページ、3項3目維持修繕費、学校施設改修費、補正額1千140万円であります。旧雨紛中学校の校舎等を公募により売却するに当たり、面積等を確定するために実施する測量委託料のほか、隣接する雨紛小学校との間の渡り廊下の解体撤去、及び敷地境界の柵の設置費用

等を補正しようというものでございます。なお、売却に向けた公募につきましては、令和5年度当初から実施をいたしまして、同年度中に売却を完了する予定でございます。

補正予算は以上であります。

学校教育部からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〇高田社会教育部長 初めに、認定第1号、令和3年度旭川市一般会計決算の認定につきまして、 社会教育部所管分について御説明申し上げます。

まずは、資料はございませんが、部全体の歳入についてでございます。予算現額4億1千434万1千円に対し、収入済額は2億8千356万9千686円であり、収入率は68.4%となってございます。また、歳出につきましては、予算現額15億8千620万6千277円に対し、支出済額は14億8千855万5千567円であり、執行率は93.8%となっております。

次に、主な事業につきまして、主要施策の成果報告書により御説明申し上げます。

43ページを御覧ください。新規事業でございます地域学校協働活動推進費、決算額は2万4千円でありますが、地域と学校が連携、協働して行う地域学校協働活動のモデル3地域において、教育委員会職員が地域コーディネーターとなり、道路の草取りや高齢者宅の除雪を中学生が実施するなど、地域の課題と学校活動をつなげるとともに、研修会を実施し、地域住民が主体的に活動に参加する意識を高めるきっかけづくりを行ったものでございます。

次に、46ページの科学館事業活動費1千339万9千円についてでございます。科学館では、様々な科学教室や講座を実施したほか、令和2年度に設置した科学館施設整備基金を活用し、常設展示室に、いまの地球とみらいの地球、錯覚いろいろコーナーの2つの展示を新設したほか、3Dプリンターやレーザーカッターなどを使って参加者が自由な発想で物づくりを体験できるテック・ラボを新たに開設いたしました。

次に、その他の事業についてでございますが、決算事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

130ページを御覧ください。10款5項1目社会教育総務費の一番下、新規事業の文化芸術イベント等感染症対策費112万6千153円についてでございます。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍における文化芸術関連イベント等の開催や感染対策を支援するため、消毒液やペーパータオルの提供及び非接触型の体温計や飛沫防止のアクリルパネルの貸出しを行いました。

次に、同じく130ページの2目公民館費の3番目にございます、公民館事業活動費220万6 千979円につきましては、各公民館では、新型コロナウイルス感染防止対策を行いながら、百寿 大学等の高齢者学習をはじめ、パソコン講座や健康講座などの成人学習、親子を対象とした防災教 室などを実施し、市民の学習機会の提供と主体的な学習活動の促進に取り組んでまいりました。

次に、同じく130ページの3目図書館費の3番目にあります、図書館事業活動費91万5千932円についてでございます。第4次旭川市子ども読書活動推進計画に基づきまして、子ども読書活動推進講演会をはじめ、絵本の読み聞かせボランティア養成講座や、読書ボランティアステップアップ研修会などの各種事業を関連団体と連携しながら実施してまいりました。

次に、132ページでありますが、4目博物科学館費の下から2番目、郷土学習振興費35万6 千999円につきましては、郷土の歴史や文化について、さらに関心を高め、理解を深めるために、 小中学校団体や一般市民向けの各種体験学習や、兵村記念館と連携した講座なども開催いたしました。

次に、同じく132ページの5目市民文化会館費の3番目にございます、文化会館自主文化事業費974万1千35円についてでございます。多くの市民に優れた文化芸術を低料金で鑑賞する機会を提供するとともに、文化芸術に対する市民の理解と関心を高めるため、札幌交響楽団旭川公演や声優朗読劇などの自主文化事業を開催いたしました。

最後になりますが、同じく132ページの7目彫刻美術館費の3番目にございます、中原悌二郎 賞関係費532万1千140円についてでございます。昨年11月に第42回の中原悌二郎賞を選 考し、今年3月に受賞作家を招いて賞状の贈呈を行うとともに、当該作家の作品を彫刻美術館にお いて展示公開し、市民の彫刻への理解や関心を醸成する機会といたしました。

決算概要につきましては以上でございます。

続きまして、議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、社会教育部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の16ページを御覧ください。一番下にございます10款5項1目社会教育総務費の 文化財保存費、補正額110万円についてでございます。今年3月に小屋根の一部石材が崩落いた しました旧宮北邸につきまして、現在、応急的にブルーシートで仮覆いをしているところの崩落部 分につきまして、コンパネや鉄板で補強する工事を実施するとともに、あわせて、目視では確認し づらい建物高所の石材の安定度と建物の後方確認について、調査を行うための費用を補正しようと するものでございます。

以上、社会教育部の所管いたします補正予算の概要でございます。よろしくお願いいたします。 **〇野谷農業委員会事務局長** 本定例会に提案をしております議案第1号、令和4年度旭川市一般会 計補正予算のうち、農業委員会事務局所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書15ページを御覧ください。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、運営費で57万2千円を計上しております。内容といたしましては、国の補助事業である農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業を活用し、農業委員が行う現地確認や、人・農地プランの法定化に伴う目標地図作成業務等の効率化を図るため、農業委員が使用するタブレット端末12台を導入するものでございます。財源につきましては、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業補助金としてタブレット本体価格分37万1千円、農地利用最適化交付金として通信費及びデータ管理料分14万3千円、合わせまして51万4千円が道支出金となっております。残り5万8千円は一般財源でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

〇品田委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。次に、2、報告事項についてを議題といたします。まず、令和4年第3回定例会提出議案に関わる事項であります。豊岡小学校校舎増改築(A)工事について、豊岡小学校校舎増改築(B)工事について、庁用自動車による交通事故について、千代田小学校(A)増改築工事等に係る変更契約の締結についての以上4件につきまして、理事者から報告願います。

〇品田学校教育部長 令和4年第3回定例会提出議案のうち、総務常任委員会所管事項でありますが、学校教育部に関わりのある議案につきまして御報告申し上げます。

議案第13号、豊岡小学校校舎増改築(A)工事、議案第14号、豊岡小学校校舎増改築(B)工事につきましては、当該校の老朽化した校舎を増改築することで、子どもたちの教育環境の改善を図るというものであり、議案にお示しした内容で契約の締結をしようとするものでございます。なお、工期はいずれも令和5年12月15日までであり、令和6年4月の新学期からの供用開始を予定しているというものであります。

続きまして、報告第4号、専決処分の報告でありますが、総務常任委員会の所管分ということですけれども、学校教育部に関わりがありますので御報告いたします。

本件は、庁用自動車による交通事故に関わるもので、本年4月6日、市内神楽3条9丁目におきまして、学校教育部職員が運転する庁用の小型貨物車が相手方の自転車と接触し、相手方が負傷して損害を与えたものでございます。過失の割合は市が100%で、損害賠償の額を97万8千430円と定め、専決処分をさせていただきました。交通安全につきましては、日頃から職員に対して注意を喚起しておりますが、今後一層の周知徹底を図り、交通事故防止に努めてまいります。

続きまして、報告第11号、専決処分の報告につきまして、同じく総務常任委員会の所管でありますけれども御報告申し上げます。

本件は、工事請負契約の変更契約に関するものであり、整理番号2の千代田小学校(A)増改築工事、整理番号3の千代田小学校(B)増改築工事、整理番号4の千代田小学校増改築衛生設備工事の3件につきまして、契約締結後の労務単価の変動に対処するため、旭川市建設工事請負契約約款第25条第6項に定めます、いわゆるインフレスライド条項を適用し、契約金額の増額を行ったものでございます。いずれも令和4年8月3日に専決処分をさせていただいたものでございます。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〇品田委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

〇品田委員長 なければ、理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時49分

〇品田委員長 再開いたします。

次に、提出議案以外の事項につきまして、まず、農作物の生育状況について、理事者から報告願います。

〇加藤農政部長 令和4年度の農作物の生育状況につきまして、御報告申し上げます。

初めに、これまでの気象概況であります。今年の雪解けは4月2日と平年より5日早く、気温につきましては、5月は高め、6月は、前半は一旦低めでしたが、6月後半から7月前半にかけては高めで推移し、7月後半以降は平年並みに推移しております。降水量につきましては、6月28日の大雨により、東旭川地区において農業被害が発生するなど、5月と6月は多めでしたが、7月以降はほぼ平年並みで推移しております。

生育状況でございます。上川農業改良普及センター及び市内農協によりますと、まず、本市の基

幹作物であります水稲につきましては、6月後半から7月前半にかけての高温や、7月以降、平年並みかそれ以上の日照時間により、生育は順調でありまして、収穫量及び品質ともに平年並みかそれ以上を予想しているところでございまして、8月15日現在の作柄概況によりますと、北海道は平年並みと見込まれているところでございます。

畑作物につきましては、既に収穫作業を終了している秋まき小麦及び春まき小麦のほか、豆類、 バレイショ、てん菜、ソバにつきましては、6月に雨が比較的多かったため、ソバに多少の倒伏が 見られますが、バレイショは大玉傾向にあるなど、総じて収量は平年並みかそれ以上を予想してい るところであります。

最後に果樹についてですが、サクランボにつきましては既に収穫を終えておりますが、春先の開 花時期の低温や強風の影響によりまして、着果がよくなく、収穫量は前年比77%減と大きく減少 しております。また、リンゴにつきましては、果実の肥大がよく、生育は順調に推移しており、収 量は平年より多いと見込まれているところであります。

以上、今年の農作物の生育におきましては、サクランボの収量が大きく減少しているところでございますが、それ以外の農作物につきましては、総じて平年並みかそれ以上の収穫量、品質が期待できる状況であり、今後、天候に恵まれ、無事収穫期を迎えられることを期待しているところであります。

以上でございます。

〇品田委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

〇品田委員長 なければ、この報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、令和4年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について、理事者から報告願います。

〇品田学校教育部長 令和4年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書につきまして御説明申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、毎年行うこととされており、評価手法、評価結果及び学識経験者の意見と教育委員会の考え方について、お手元の資料のとおり作成をしたというものでございます。

報告書冒頭のはじめにでは、点検・評価の趣旨のほか、点検・評価の対象・方法として、第2期旭川市学校教育基本計画及び旭川市社会教育基本計画に基づいた施策、事業と教育委員会自体の活動状況の大きく2つを対象としたこと、また、それぞれの点検・評価に当たっての実施方法、及び学識経験者の知見を活用したことなどについて記載をしております。1ページから5ページまでの第1章では、教育委員会の活動状況の点検・評価として、会議等の状況、教育に関する事務の実施状況等について記載をしております。6ページから64ページまでの第2章では、計画に基づいた点検・評価として、第2期旭川市学校教育基本計画においては3つの目標に基づく7つの基本施策について、また、旭川市社会教育基本計画においては構成する5つの成果目標ごとに令和3年度の主な取組を整理しながら、それらの成果や課題を踏まえた評価をしているというものでございます。次に、6ページを御覧ください。まず、評価指標につきましては、第2期旭川市学校教育基本計

画における基本施策は26の指標を設定しており、毎年度、成果を客観的に検証し、課題等を明らかにして、翌年度以降の施策や事業などに反映させることとしております。そのため、本報告書では、次年度までの目標値を示すこととし、各指標の年度の実績値が目標値を大きく上回った場合には、その後の年度の目標値を見直しているということであります。また、本計画の見直しを行う令和5年度までに最終年度の目標値を達成し、維持する必要があると捉えている指標につきましては、令和5年度の目標値も示しているところでございます。基本施策の26の指標については、令和3年度の目標値に達したものを達成、達していないものを未達成として達成状況を示し、さらに、未達成の指標については、令和2年度の実績値との比較結果を示しております。また、各基本施策の取組の状況につきましては、進捗状況などを記述し、課題と改善に向けた今後の方向性では、指標や取組の状況などを踏まえ、今後の方向性等をできるだけ具体的に記述しております。

旭川市社会教育基本計画においては、2つの基本理念を達成するために5つの基本目標を掲げ、 基本目標ごとに目指すべき状況である成果目標を設定しており、この成果目標の状況を数値で客観 的に把握するために成果指標を設定しております。また、点検・評価の構成及び記載方法につきま しては、おおむね第2期旭川市学校教育基本計画と同様となってございます。

評価結果につきましては、7ページの表になりますが、第2期旭川市学校教育基本計画においては、45の指標の達成状況は、達成が16、未達成が29となっており、未達成のうち、令和2年度の実績値より向上したものが5、低下したものが24となっております。続いて8ページになりますが、旭川市社会教育基本計画においては、41の成果指標の達成状況は、達成が8、未達成が33となっており、未達成のうち、令和2年度の実績値より向上したものが12、低下したものが21となっております。

65ページから75ページまでの第3章では、学識経験者の意見として、本報告書について、大学教授お二人からいただいた御意見及びこれに対する教育委員会の考え方を併せて掲載しております。以降、巻末は資料編となっておりまして、各種一覧等を掲載しております。

なお、本報告書につきましては、今後、ホームページに掲載するなど、広く市民へ公表してまいります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〇品田委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

〇品田委員長 なければ、この報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、いじめの重大事態に係る調査の進捗状況について、理事者から報告願います。

〇品田学校教育部長 旭川市いじめ防止等対策委員会におけるいじめの重大事態に係る調査の進捗 状況について、報告いたします。

今年度に入りましてから9月6日の開催まで、合計20回の対策委員会が行われているところでございますが、8月31日に御遺族側に最終報告案が示されたところでございます。その内容につきましては、対策委員会から教育委員会には詳しくは示されておりませんが、部分的な内容にとどまっているところでございまして、その後、9月2日と6日に対策委員会が行われ、委員会で最終案を固め、昨日、改めて御遺族側に最終報告案を示したということでございます。

また、今後のスケジュールでございますが、対策委員会として、御遺族側との調整を経て、教育委員会に答申がなされることになり、教育委員会において公表版を作成することから、公表については早くとも9月中旬頃になるのではと想定しているところでございます。いずれにいたしましても、一日でも早く公表できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〇品田委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

(挙手する者あり)

〇品田委員長 高橋ひでとし、江川、中村、能登谷各委員から、発言する意向が示されております ことから、発言順につきましては大会派順に行うこととし、発言場所は質疑席で行うことでよろし いでしょうか。

(「はい」の声あり)

- **〇品田委員長** それでは、そのように実施することといたします。 それでは、高橋ひでとし委員、質疑席へ移動をお願いします。 御発言願います。
- **〇高橋ひでとし委員** まず、前提事情の確認をしたいと思います。

本年8月31日に提出された報告書は一部であり、具体的には、4つの諮問事項のうち、いじめの事実関係の調査と検証、当該生徒が死亡に至った過程の検証の2点であったということで間違いないですね。

- **〇石原学校教育部次長** 先ほど学校教育部長から説明がありましたけれども、対策委員会から遺族側に対しまして、8月31日に最終報告案を示したところでございますが、その報告案が部分的なものにとどまっていることについては、市教委としても認識しているところでございます。示された内容については、4つの諮問事項のうち、いじめの事実関係の調査と検証及び当該生徒が死亡に至った過程の検証に関する部分については含まれている、このように認識しているところでございます。
- ○高橋ひでとし委員 昨日提出された最終報告書は、諮問事項の残り全て、すなわち、学校と市教 委の対応調査と課題検証及び今後の再発防止策、この2つを含むものということでよろしいですね。 ○石原学校教育部次長 8月31日の時点で御遺族側に示されていなかった部分につきましては、 昨日、対策委員会から御遺族側に示した最終報告案に全て盛り込まれているとの報告を受けております。
- **○高橋ひでとし委員** 要するに、諮問事項全てに対して、昨日、いわゆる第三者委員会が全ての回答を示したということでよろしいですね。
- ○石原学校教育部次長 はい、間違いございません。
- **○高橋ひでとし委員** どのような形態での提出なのか、既に提出済みの部分を除いて、昨日、不足部分を追加で提出したというものなのか、それとも、提出済みのものも含めて、第1章から第7章 か第8章か知らないですけど、しっかりそこまで連結された文書の形態で、製本化されたような形で提出されたのか、いずれでしょうか。
- **〇石原学校教育部次長** 報告の内容については、ちょっと細かく確認しておりませんけれども、当然、以前提出した部分も含めて、完全版として冊子となったものを御遺族側に渡しているものと認

識しているところでございます。

- **〇高橋ひでとし委員** その最終報告書の文書は、第三者委員会から遺族側代理人に直接提出された のみであって、当該文書は市教委には提出されておらず、8月31日分及び昨日分のいずれについ ても、その内容を市教委は一切把握していない、そういう理解でよろしいでしょうか。
- **〇石原学校教育部次長** 今回の最終報告案の御遺族側への提示につきましては、対策委員会と御遺族側の調整の一環ということでありまして、最終的な答申までは教育委員会に一切示さないと対策 委員会の方針を事前に伺っているところでありまして、教育委員会としては一切把握していないと ころでございます。
- **〇高橋ひでとし委員** 以上を前提として、最終報告書について質問します。
- 一部報道によれば、最終報告書では、本件被害者が亡くなったのは自殺と認定した上で、ただし、自殺といじめとの因果関係が不明と示されているとのことです。あくまで市教委は報告内容を把握されていないとのことですから、仮にとの条件で質問しますが、これまで市教委は、自殺ではなくて事故による死亡の可能性も否定できない旨を主張されていました。その根拠と、今回、自殺と認定された場合に、その判断が間違っていたということになります。その理由を明らかにしてください。
- ○末木学校教育部教育指導課主幹 当該生徒が亡くなった事由につきましては、対策委員会による 調査の諮問事項の一つである、当該生徒が死亡に至った過程の検証に関わるものであり、調査に影響を与える可能性があることや、教育委員会として判断する情報を持ち合わせていなかったことから、本年4月の臨時の経済文教常任委員会において、教育委員会では判断しかねると答弁しているところです。対策委員会から今後示される最終報告の内容を真摯に受け止め、今後の対応等について検討してまいります。
- **〇高橋ひでとし委員** 調査に影響を与える、そういう理由づけが示されていたところなんですが、 もう調査に影響を与えない状況になりました。その上で、現時点において、市教委として、そのよ うに取り違えをしていた、その原因をどのように考えているのか、その見解を伺います。
- **○末木学校教育部教育指導課主幹** まだ最終報告の中身を確認しておりませんので、どういったことがということがあると思うんですけども、当時、具体的な情報を持ち合わせていなかったので、 当該生徒が亡くなった事由ということについては判断ができなかったということになっております。
- **〇高橋ひでとし委員** 市教委が情報を持ち合わせていなかったということは、学校もそういう情報 を持ち合わせていなかったということなんでしょうか。その点、ちょっと明らかにしてください。
- **○末木学校教育部教育指導課主幹** 当時の学校につきましても、当該生徒が亡くなった明確な事由 については把握をしていなかったということで聞いております。
- **○高橋ひでとし委員** 要するに、その当時の状況について、学校も市教委も、その死亡の原因に関しては情報を持っていなかったから、だから、事故とも自殺とも断定できなかったと。要するにそういうことでよろしいんですか。
- **〇末木学校教育部教育指導課主幹** 理由が明確にできていなかったということでございます。
- 〇高橋ひでとし委員 いや、理由じゃなくて、だから、要するにどういうことなんですか。
- **○末木学校教育部教育指導課主幹** 情報を持ち合わせていなかったので、分からなかったということでございます。

〇高橋ひでとし委員 今後、明らかになった段階で、情報を持ち合わせていなかったこと自体の問題は明らかにしていきたいと思います。

次に、また一部情報によると、最終報告書では、学校や市教委の対応について、本件問題は、学校や市教委として当然に予見可能ないじめ事案であって、その初期対応やその後の対処への問題意識が示されているとのことです。あくまで市教委は、報告内容を把握されていないということですから、仮にとの条件で質問しますが、これまで市教委は、本件が教育現場において予見可能であったか否かについて態度を明確にしてこられませんでしたが、現時点における見解を明らかにしてください。

○末木学校教育部教育指導課主幹 いじめの予見可能性につきましても、最終報告の内容を確認していない現時点におきまして、明確にお答えすることはできませんが、本市議会においても、本事案における学校、教育委員会の対応の課題等について、様々な御指摘がなされてきたところであり、反省をしているところでございます。このことにつきましても、対策委員会から今後示される最終報告の内容を真摯に受け止めてまいります。

○高橋ひでとし委員 このように、教育現場におけるいじめの予見可能性に対する初期対応と、その後の適切な対応こそが、今後の再発防止策策定に当たり重要な事項になるものと推察いたします。いじめ防止対策推進法が定める第三者委員会による調査制度の趣旨は、当該地域における実情を踏まえた適切な再発防止策を策定することであり、そのために重大事態を調査するというのが法の立てつけになっているものと解されます。昨日提出された今後の再発防止策の報告を踏まえ、市教委においても、いじめ防止対策と制度の創設を進めていかれるものと思料いたします。

そこで、現在、旭川市教育委員会が検討中である来年度から実施予定のいじめ防止対策、制度の 方針や概要を、現時点のもので結構ですから、市民に対して具体的に説明してください。

○眞田学校教育部次長 いじめ防止対策につきましては、これまで教育委員会が把握している各学校の状況や、市議会での議論などを通じて明らかとなった課題等を踏まえ、旭川市いじめ防止基本方針の改定をはじめ、児童生徒を対象とした本市独自のいじめアンケートの実施や、教員研修の充実、相談窓口の確保や相談体制の充実などに取り組んでいるとともに、令和5年4月の制定を目指して(仮称)いじめ防止条例の検討を進めているところであります。

(仮称) いじめ防止条例につきましては、いじめ防止に係る各種施策等の根拠となるものであり、現在、骨子案作成の段階ではありますが、基本理念や、市長、教育委員会、学校、教職員、保護者、それぞれの責務等に加え、市民等や関係機関の役割、未然防止、早期発見等のいじめの対策に係る基本的施策等について定めることを検討しているところでございます。具体的には、学校、教育委員会における児童生徒が主体となった活動への支援及び推進など、未然防止、早期発見の取組や、市長部局における学校への支援や協力などを検討しているところでございます。また、昨年度視察を行ったいじめ対策の先進地の取組を参考にしながら、学校におけるいじめ対策強化のための体制の充実とともに、市長部局において設置を検討しているいじめ対策専門部署との連携による、いじめを受けた子どもや保護者に寄り添った専門的、継続的な支援等についても検討しているところでございます。

次年度以降につきましては、制定する条例等を踏まえまして、いじめを受けた児童生徒の生命、 心身を保護することが特に重要であるとの認識の下、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民、そ の他の関係者と、いじめの未然防止、早期発見に向けた取組や、子どもや保護者からの相談や地域 住民からの情報提供に迅速に対応するなど、緊密に連携を図り、いじめの防止及び解決を図る今年 度までの取組を一層充実するとともに、子どもが安心して生活し、学ぶことができる市や学校の体 制を整備してまいりたいと考えているところでございます。

○高橋ひでとし委員 昨年度視察を行ったいじめ対策の先進地の取組を参考にしながらというお話がありました。恐らく、大津市とか岐阜市の制度ではないかと思われますが、例えば岐阜市などでは、いじめ対策監という、そういう専門の担当監がそれぞれの学校に必ず1人いる、そういうシステムを採用していると思います。旭川市でその制度を具体的に採用するつもりがあるのかどうか、明らかにしてください。

〇辻並学校教育部次長 委員御指摘の岐阜市におけるいじめ対策監の取組については、私も視察に行かせていただいて、対策監を配置している学校の校長等からもヒアリングを行いまして、非常に成果を上げているというようなことも直接お聞きしているものですから、各学校において、教職員が子どもにしっかりと向き合って、いじめに迅速に対応できるような体制をつくるためには、そういったいじめ対策監のような教員配置についても、しっかりと具体的にこれから検討しなければならないというふうに思っております。

○高橋ひでとし委員 子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整備する、そういうような趣旨のお話が先ほどの回答の中にありました。子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境とは具体的にどういう環境であって、そのために具体的にどのような整備をされる予定であるのか、それを明らかにしてください。

○眞田学校教育部次長 子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境というところでございますが、ここにつきましては、次年度以降、制定を予定しております条例等を踏まえまして、いじめを受けた児童生徒の生命、心身を保護することが特に重要であるという認識の下、教育委員会、それから学校、市長部局、そういったところが連携を図りながら、しっかりと体制を整備することが大事であるということを考えているところでございます。

〇高橋ひでとし委員 いじめとの関係で、安心して生活できる環境って具体的にどういう環境ですか。

○眞田学校教育部次長 これにつきましては、様々議論されているところでございますけれども、 教育委員会、それから市長部局、それから学校がしっかりといじめの未然防止、早期発見、そうい った取組を進めていくことが、子どもの安心、安全につながるというふうに考えております。

〇高橋ひでとし委員 その取組って具体的にどういう取組ですか。

○眞田学校教育部次長 いじめの対策等における取組を今現在も進めているところでありますけれども、とりわけ教育委員会におきましては、全ての小中学校を訪問し、管理職にそういったいじめ対策等の取組の状況を確認したり、いじめの認知等の取組の状況、そういったものを確認しながら、また、教職員の指導力、対応力の向上に向けた取組、そういったものをしっかりとやっているかどうかというところにつきまして、指導助言を行っているところでございます。

〇高橋ひでとし委員 現在、旭川市民の間には、学校内のいじめの問題を学校内部とか、市教委が もみ消してしまう、そういう教育現場における隠蔽や身内の擁護という問題、及びそれに対する不 安が強く示されているというふうに理解しています。 第三者委員会の最終報告内容の再発防止策を今後どのように反映するのかに関連して、今後の再発防止策策定の具体的な内容について質問します。このような隠蔽などをなくし、市民の不安を解消するとの今回のいじめ問題再発防止策の核となるべき事項につき、市教委としては、現在検討中の再発防止策の中に、まず、学校内での隠蔽解消のため、どのような制度の創設などを検討しているのか、具体的に説明してください。

〇辻並学校教育部次長 学校におけるいじめに対する措置につきましては、法の定義に基づく正確で積極的な認知が行われるよう、今年度、全ての学校を訪問いたしまして指導助言を行うことや、担当教員を対象とした教育委員会主催の研修会を新たに開催するなどの取組を進めてきたところであります。

教職員が把握したいじめについて、学校、教育委員会が確実に情報共有することができるよう、 教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止 対策推進法の規定に違反し得るということや、学校が認知したいじめの事案を速やかに教育委員会 に報告することなどについて、教職員の理解の徹底を図ることが重要であるというふうに考えてお ります。そのため、今後、北海道教育庁上川教育局と市教委のいじめ対策の担当者が複数回、全て の学校を訪問いたしまして、管理職からいじめのそれぞれの学校の認知件数や、認知に至るプロセ スであるいじめ対策組織の開催状況などについて、確認及び指導助言を行うほか、校長、教頭など の職種に応じた管理職研修や、いじめ対策を主として担当する教員を対象とした研修会を複数回開 催いたしまして、いじめ防止対策推進法の趣旨に基づく正確で積極的な認知と、いじめ対策組織に おける組織的な対応、また、被害児童生徒及び保護者の心のケアや、加害児童生徒及び保護者への 指導並びに指導の要請など、本市のいじめ防止基本方針に基づくいじめの適切な対処について、指 導助言の強化に取り組んでまいりたいと考えております。また、児童生徒のいじめの悩みなどにつ いて、北海道教育委員会と市町村教育委員会が連携し対応するウェブ上での相談窓口のほか、旭川 地方法務局や北海道警察本部等の関係機関が設置する相談窓口について、児童生徒や保護者に年度 始めや長期休業前に周知を行うとともに、旭川市子ども総合相談センターと毎月定期的に連携会議 を開催いたしまして、いじめ等に関わり、それぞれが相談を受け、対応している事案の状況につい て担当者同士で情報共有を行うなど、関係機関等との連携を一層充実した取組を推進してまいりた いと考えております。

〇高橋ひでとし委員 次に、学校と市教委の関係の中で、そういう隠蔽などが行われるおそれについて、どのような制度の創設などにより、言わば、市教委がもみ消すことを防止しようとするのか、御説明ください。

〇辻並学校教育部次長 現在、次年度からの市長部局におけるいじめ対策専門部署の設置に向けた検討が進められておりまして、児童生徒等のいじめの訴え等に対する学校や教育委員会、いじめ対策専門部署との情報共有や、その後の対応の在り方などについて、旭川市いじめ対策に関する庁内検討会議等において協議などが行われているところであります。教育委員会におきましては、寝屋川市など、いじめ対策の先進地における取組を参考にしながら、学校、教育委員会と市長部局によるいじめに係る情報の一元化や、市長部局による学校におけるいじめの対処への支援及び協力等について、(仮称)いじめ防止条例に盛り込むことを考えておりまして、今後、対策委員会の提言や有識者等からの御意見を踏まえて検討を進めてまいります。こうした市長部局、関係機関等との連

携による対応を可能とする制度等の創設や、対策委員会による最終報告を踏まえた再発防止策を進めるとともに、学校、教育委員会におけるいじめ事案の対応状況の適切な記録化や、当該記録等の文書の適正な保管、また、保護者への丁寧かつ積極的な情報提供など、学校や教育委員会がいじめを隠蔽できないような仕組みについても検討してまいりたいと考えております。

○高橋ひでとし委員 最後のところがすごく重要で、その最後のものがなければ、結局、自分たちでは浄化できないから、市長部局のそういう外部組織との連携の中で自分たちもよくなりますみたいな、そんな話だったんですね。そういう趣旨から、当該いじめに関わるような、それからそれに関連する様々な資料についての作成、保管、それから保管期間、今は1年だと思うんですが、それを5年ないし10年にするとか、あと、当該被害者等から要望があった場合の情報公開に関する開示義務、そして、仮にそういう場合があった際に、そもそも資料を作らないという形で隠蔽がなされるおそれがあると思います。そのような不作為への罰則規定の創設などを含め、資料という客観的な証拠をきっちり残していく、そのような形での隠蔽防止、再発防止策が私自身は必要不可欠だと考えています。さらに、公益通報窓口自体を市教委などに設置して、それに対してしっかりと対応していく、調査をする義務というものを市教委の中に権限として定めるなど、そのようなことをすべきだというふうに考えていますが、その点に関する見解を伺います。

〇辻並学校教育部次長 学校や教育委員会に対して、いじめを隠蔽しているのではないかと、そういった市民の不安等があることは承知しておりまして、保護者、地域の方々と信頼関係を築きながらいじめ対策を推進していくためには、そういった市民等の不安も解消する責務が我々にあるというふうに思っております。

今、委員から御指摘のありました客観的な資料の作成の在り方、また、保存、それから情報開示の在り方等につきましては、市の文書管理規程の改定等もありますから、担当部局等とよく相談しながら検討してまいりたいと考えておりますし、公益通報窓口のことにつきましても、今後、条例を制定する中で、様々な方の御意見等もいただきながら、それについても検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○高橋ひでとし委員 さらに、近時、私自身が地元の有力者から聴取したこととして、もうはっきり言います、北海道教育大学旭川校の○B会組織である六稜会が、教員人事に事実上、重大な影響力を有していること、さらに、これまでいじめ問題を含む学校内の諸問題にも相当程度、当該○B会の有力者が関与している可能性があると、そういうような事実を私自身は把握しました、その方から。信頼できる方の信用性ある内容であり、これまで市教委がこのような事実を否定していた内容と真っ向から反する、驚くべき事実でありました。

そこで改めて質問しますが、六稜会が教育人事に事実上、重大な影響力を有するとの可能性の有無、及び、同会が学校内の問題に事実上関与した可能性の有無について、市教委として、うわさの範疇で結構ですから、何か把握している事実があればこの場でお示しください。

〇石原学校教育部次長 ただいま委員のお話にありました六稜会につきましては、大正12年に設置されました北海道旭川師範学校から始まりまして、現在は、国立大学法人北海道教育大学旭川校となっておりますが、当該学校の卒業者、修了者と教職員で組織されているものでありまして、団体の会則を確認しましたけれども、会員相互の親睦と資質の向上を図るとともに、教育、文化の振興に寄与することが目的とされているところでございます。当該団体の会員数につきましては、資

料によりますと1万1千名を超えておりまして、現職の教員も含めまして、多くの方が各方面で活躍されている、そういった状況にございます。

御質問にございました、教職員の人事に関しましては、新規採用から転任、あるいは教頭昇任、校長採用、さらには再任用と様々なステージがございますけれども、新規採用を除きまして、いずれも任命権者である北海道教育委員会が市町村教育委員会の内申に基づき行っているところでございます。また、人事異動の実施に当たりましては、学校運営の円滑な推進や地域全体の教育水準の向上、また、各地区の教職員の構成の適正化などの観点を踏まえまして、それぞれ教職員の勤務年数や同一地区における勤務実績などを考慮しながら異動先等が決定されておりまして、いずれも特定の団体が介入している、そういった状況にはございません。また、学校内の問題につきましても、特定の団体が関与したなどの報告等は把握していないところでございます。

〇石原学校教育部次長 委員からお話がありました、教職員の人事、あるいは学校の諸問題に対して六稜会が関与した、そういった報告等は受けておらず、市教委としても確認していないところでありますが、六稜会に関する市民からの問合せなどをちょっと確認させていただきましたけれども、令和3年度にメールで2件、そういったものがあったところであります。いじめ問題や人事への介入など、具体的な内容についてのものではなくて、ちょっと市民からの問合せなので、全体をお話しすることはできませんけれども、まず1件は、要望の文章の中に六稜会のフレーズが様々ありますけど、その意図がちょっと不明なものであったもの、もう一つは、単に六稜会を中傷するような内容が短い文書で書かれたものということで、特に回答を要するものというふうには我々は判断しておらず、特に対応は行っていないというところでございます。

〇高橋ひでとし委員 今日把握したということでいいですね。今日、そういううわさを市教委としてしっかり把握されたという事実は、これは消せない事実だと思います。

その上で、今後、市教委が策定予定のいじめ防止対策の内容に、このような教員のOB組織が関与できなくなるような制度を創設したりだとか、事実上、人事に介入することを断絶するような制度を創設する見込みがあるか否か、あるとすれば、どのような内容であるかをお示しください。

〇石原学校教育部次長 今後のいじめ対策につきましては、学校、教育委員会だけではなく、保護者、地域住民、その他関係団体等々、一層緊密に連携を図りながら取組を推進していく、そういったことが必要と考えておりまして、そのためには、連携体制の基盤となる信頼関係といったものの構築が重要であると考えてございます。

委員から指摘がございました学校内のいじめの問題でありますとか、人事に教職員のOBが関与している、そういった状況につきましては、教育委員会として情報を持ち合わせておりませんけれども、やはり、現場におけるいじめの隠蔽でありますとか、いじめの擁護、そういった疑念を生じないような仕組みづくりにつきましては、先ほどの次長の答弁と重なりますけれども、必要と考えてございますので、今後、(仮称)いじめ防止条例の制定などに関わりまして、有識者や関係団体、市民の皆様から御意見を伺う中で、引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

〇高橋ひでとし委員 そうすると、結局、公益通報窓口をつくるかどうか、そこに出てきた情報に

ついて、しっかり調査権限と調査義務というのを法令上明確化するかどうかということがすごく重要なのではないかと思います。その点、いじめの再発防止制度に盛り込む見込みについて、最後に私のほうから質問させていただいて、私の質疑を終わりたいと思います。

○品田学校教育部長 高橋ひでとし委員からいろいろと御意見、御指摘等も含めまして、お話をお伺いいたしました。特にいじめ問題、それから学校における人事の関係、いじめの関係、それから学校における諸問題のことについて、いろいろと市民の方が不安を持っているというお話もお聞きをいたしました。そういった中で、やっぱりいろんな問題の解決に当たっては、学校という限られたところで、その中で教職員と子どもたちが向き合っているということ、それから、そこに指導助言する教育委員会も、いわゆる教員○B組織ですとか大学の組織ですとか、関連するところが多々あるということは確かに事実でございます。そういった指導助言の中でも、それ以外の、例えば、今、検討を進めておりますけれども、市長部局で第三者の介入する組織ということも検討しているところでありますし、今、お話をいただきました公益通報窓口の部分につきましても、ちょっと具体的には我々はまだ、これから検討していくという作業になりますけれども、当然、他都市の状況ですとか、そういったことも踏まえまして、再発防止に向けたことがやっぱり最優先だと思いますので、いろいろと検討していきたいということを考えているところでございます。

- 〇品田委員長 続きまして、江川委員。
- **〇江川委員** ちょっと時間もあまりないかなと思うので、簡潔に伺っていきたいと思います。 まず、今回の現況ということで、8月末に最終報告がなされる予定というふうに今まで聞いておりました。それが今回遅れることとなった経緯について、まず伺いたいと思います。
- **〇石原学校教育部次長** 最終報告が1週間ほど遅れている、そういった状況にございますけれども、その理由についてでありますが、対策委員会におきましては、最終報告案を固めるために、8月以降、対策委員会を9回開催されておりまして、時間も午後6時ぐらいから始めて、夜10時から11時頃まで開催されておりまして、懸命に作業されてきたところでございますけれども、予定よりも聞き取り調査に時間を要したといったことなどから、報告書作成に係る審議、あるいは報告書の作成作業が後ろ倒しとなりまして、結果として1週間程度予定よりも遅れる、そういった状況になったものと考えているところでございます。

〇江川委員 予定よりも聞き取り調査に時間を要したという言葉が出ましたが、以前、聞かれているときには、それは影響はないとおっしゃっていたような気がいたします。

教育委員会にまだ示されていないということ、今までの高橋ひでとし委員の質疑の中でも何度かおっしゃられているのかなと思うんですが、その内容を全く把握していないということで、私も報道で皆さんと一緒の時期に知ったということなんですけれども、結構、具体的に報道されているかなという印象を持ちました。報告書の内容が不十分なものであるといったようなことが常に報道されていますけれども、このことについて、市教委としてはどのように受け止めていますでしょうか。 〇石原学校教育部次長 最終報告に関する教育委員会への答申はいまだ行われていないところでありまして、報告書の内容につきまして、教育委員会も把握していないというところでございます。8月時点での遺族への報告が部分的にとどまっている、そういったことについては、教育委員会としても確認しているところでございまして、調査が遅れたことに関しては申し訳ないものと考えているところでございます。 対策委員会からは、昨日、御遺族に最終報告案を示したとの報告を受けておりまして、今後、遺族との調整を終え次第、教育委員会に答申がなされる、そういったことになりますけれども、最終報告に対する御遺族からの所見書の提出があった場合につきましては、御遺族の意向に沿いながらしっかりと対応していきたいというふうに考えてございます。

○江川委員 報道で取り上げられるたびに、これって御遺族に寄り添っている調査なんだろうかと。 そして何より、やっぱり被害者の生徒さん、亡くなられた生徒さんの気持ちにちゃんと寄り添っているんだろうかっていうような気持ちを感じているところなんですけれども、このいじめの重大事態に係る市教委への答申後、いわゆる第三者委員会、対策委員会というのは解散するのかどうかということをちょっとお答えいただきたいと思います。

〇石原学校教育部次長 旭川市いじめ防止等対策委員会は、旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例に基づき常設されている機関でありまして、5人以内の委員で構成される教育委員会の附属機関でありますが、本事案の調査に当たり、現時点におきましては、5人の臨時委員を追加しているところでございます。したがいまして、答申を受けたその時点で、臨時委員5人につきましては委嘱を解くことになりますけれども、引き続き、正規の委員で構成される委員会の設置については継続され、いじめ防止等のための対策等について、引き続き御審議いただくこととなります。

○江川委員 簡単に言うと、解散する、解散というよりも委嘱を解くという言い方ですね、委嘱を解く方と、委嘱を解かない方がいるんだということですね。今後のいじめ防止等の条例に関してもこの方たちが関わっていかれることになると思います。再調査が行われるという報道も既にもうされていまして、何か、うわさでは人選もそろそろ始まっているみたいな、まだ最終報告をいただいていないですし、我々も拝見していないですし、まだ検証していないわけですけど、それに関してももう始まっているんだという報道もされていますけれども、このことについて、教育委員会はどのように受け止めていますでしょうか。

〇石原学校教育部次長 現段階で、対策委員会から教育委員会に対して答申もされておりませんことから、あくまで仮定の話ではございますけれども、再調査につきましては、答申書の内容でありますとか御遺族からの所見書の内容を踏まえまして市長が判断されることでありまして、教育委員会として特に申し上げることはないものと考えてございます。仮に、市長がそのように判断された場合においては、これまで対策委員会、学校等において作成した資料の提供でありますとか、教育委員会や学校関係者への再度の聞き取り、そういった再調査の円滑な実施に向けて必要なことに関しましては、全面的に協力していきたいというふうに考えてございます。

○江川委員 これまでの調査資料の提供、それから教育委員会や学校関係者への再度の聞き取りなどに対して、再調査の円滑な実施に向けて全面的に協力していきたいということで、これまでも寄り添ったとおっしゃっているんですけれども、御遺族に寄り添って、そして何より、やはり被害生徒さんの心情というものを酌み取り、その気持ちに寄り添った報告であってほしいなと、まず第一に思うところです。

それと、今回の報告書に関する検証というのをこれから委員会としてもしっかりと、最終報告が 提示された時点でしていくということになると思いますので、我々もしっかりと検証に挑みますの で、それらの検証も生かしていただきたいと申し上げまして、私の質疑は簡潔ですが終わらせてい ただきます。 〇品田委員長 続いて、中村委員。

〇中村委員 それでは私のほうからも、いじめの重大事態に係る調査の進捗状況について、今、報告がありましたけども、その件に関して質疑をさせていただきます。

いじめの重大事態に係る中間報告が出された際、いじめ防止等対策委員会の委員長が、8月末までには最終報告を提出したいと、自ら提出期限を表明していたわけですが、残念ながらその期限は守られることはなかったわけです。報告書をまとめるのはいじめ防止等対策委員会ではありますが、市教委としても、示された期限の遵守については第三者委員会と同様の責任を感じておられたと思います。中間報告では、遺族側から所見書が出されるなど、第三者委員会への不信感は極限にまで達しているものと感じております。それだけに、このたび期限が遵守されなかったことは、大変に遺憾なことだというふうに私も思っております。

そこで、何点か伺いたいと思います。8月いっぱいで最終報告が提出可能となることを、いじめ 防止等対策委員会の構成員全員がまずは共有できていたのかどうか、その点についてお伺いします。 〇石原学校教育部次長 8月末を目途として調査、審議を進めることにつきましては、4月の中間 報告時の記者会見のほか、6月の市長からの質問に対する回答においても明言されているところで あり、対策委員会内におきましても、それは全員に共有されていたものと認識しているところであ ります

〇中村委員 委員の皆さん全員が共有をして、8月末までに出さなければならない、そういう取組 をしてきたという答弁だったと思うんですよね。

8月末の報告期限ですが、第三者委員会の委員長が中間報告の際に報道機関からの質問に答えた際は、市教委に対しての最終報告期限だったものと理解をしております。4月15日、これは北海道新聞さんから質問を受けたときに委員長が答えているんですが、最後に、再発防止策をまとめ、御遺族に調査結果をお示しして、その上で最終報告を市教委に提出するという流れになるとすると、私どもとしては8月末を目途としたいと、教育委員会への最終答申を8月末に出したいということをこの記者会見、4月15日ですよね、そのときに表明されているんですね。それが、いつからか遺族側への報告書の提出ということに変わってきているわけですよね。当然、8月末を遺族側への報告期限としたいという変更を市教委にも伝えていたと思うんですが、いつの時点で、そういった報告が対策委員会のほうから市教委にあったのか、伺いたいと思います。

〇石原学校教育部次長 8月末の報告が御遺族側に対してのものになりそうだとする、そういった 見解につきましては、7月29日の対策委員会後に、委員長から教育委員会に対して示されたとこ ろでございます。

〇中村委員 7月29日の対策委員会の後に、要するに、やっぱりスケジュールを考えると、最終答申はちょっと難しいから、少なくとも遺族側への報告書の提出を8月末にしたいと、そういうふうに7月29日にあったということですね。市教委として、最終報告の時期の変更の申出に対してどのような受け止めとその対応を行ったのか、伺いたいと思います。

〇石原学校教育部次長 教育委員会といたしましては、8月末の期限というのは守られるべきと考えておりましたことから、8月中に教育委員会に対して答申が行われるのはもちろんのこと、これまで同様、一日も早く御遺族に最終報告がなされることについて、引き続き、対策委員会に要望を行ったところでございます。

○中村委員 一日も早く報告書をまとめてほしい、最終答申についても、8月末というのを諦めることなく、引き続き作業してほしいという、そういう要望を行ったという答弁だったと思うんです。少し話が前後しますけども、当初、8月末というのは、市教委への最終答申だということは、先ほど来、お話ししてきたところです。その期限が守られるよう、当然、いじめ防止等対策委員会への働きかけをずっと行ってきたと思うんですけども、これまで、いつどのように行ってこられたのか、そのことについても改めてお伺いしたいと思います。

〇石原学校教育部次長 4月に中間報告が示されて以降、教育委員会としては、これまで20回の会議が開催されておりますけれども、その会議の都度、対策委員会に対しまして調査の進捗状況を確認するとともに、御遺族側にも、御遺族代理人を通じてその状況を報告するほか、御遺族の御意見や要望を伺いまして、必要に応じて対策委員会に伝えるなどの調整に努めてきたところでございます。

〇中村委員 毎回、毎回、委員会終了後に、8月末までに間に合うように、そういう思いで話はしてきたということなのかなと思うんですが、7月29日に対策委員会のほうから遅れるという話があって、そのことは当然、市長にも報告をしていると思うんですけども、市長にはいつそのことについて報告をしたのか、また、市長の反応というのはどういうものだったのか、また、何か市長からの指示はあったのかについてお伺いしたいと思います。

〇石原学校教育部次長 最終報告の提出が遅れるといったことの市長への報告ですけれども、市長へは8月2日に報告しておりまして、市長からは、対策委員会に対して、8月中の御遺族側への提示を最低限守り、一日も早く最終報告をまとめるよう要請し、引き続き、教育委員会において全力でサポートするようお話があったところでございます。

〇中村委員 7月29日に対策委員会から報告を受けて、8月2日ですよね。私は、なぜこれをその日のうちに市長に報告しないのかというのが不思議なぐらいですよね。本当に、最終答申から、遺族側に引き渡すという大きな変化があった際に、この日にち、3日、4日って言うかもしれませんけども、されど、これが私は今の市教委の姿勢だと思いますよ。緊張感が本当にあったのかというね、その点が問われるんではないかなというふうに思うんですよね。その今の市長の指示、一刻も早く最終報告をまとめるよう要請するという市長からの指示を受けて、そのことは対策委員会に速やかにお伝えしたんですか。

〇石原学校教育部次長 調査が遅れることに関しては、我々からも同じ趣旨の内容をすぐに、ちょっと日付が明確ではないんですけれども、委員長からそういったお話があったときにお伝えしておりましたし、市長も同様の御意見でありましたので、改めて、市長の御意見を直接対策委員会にお伝えする、そういったことはしていなかったところでございます。

〇中村委員 これは大変な問題だと思いますよ。市長から指示があって、やっぱり市長からの言葉って重たいわけですよね、対策委員会にとっても。先ほど答弁された内容を聞くと、一日も早く最終報告をまとめるよう要請し、そして引き続き、教育委員会としても全力でサポートするよう話があったということで、全力でサポートするというのは、8月末に間に合うようにサポートするためにはどういったことがサポートになるのか。市長から、絶対に間に合わせてほしいんだと言われたことを伝えていないというのは、これはどういうことですか。

〇石原学校教育部次長 一日も早く報告書をまとめること、またそして、御遺族に示すことに関し

ましては、その都度、対策委員会にお伝えしてきたところでありまして、今、ちょっと私は、市長の言葉を直接お伝えしたような記憶はないというふうに申しましたけれども、教育長からも話を同じように伺っていましたので、そういった趣旨で、対策委員会には会議の都度お話をさせていただいたところでございます。

○中村委員 だから要するに、市長に報告した後の市長からの言葉って重たくないんですか、皆さん方は。市長からもこういうふうに期日を守ってくださいということを言われていますよということを伝えるのか伝えないのかということがどれだけ違うのか。皆さん方は毎回言っていたって言うんでしょ。毎回、もちろんその期日に間に合うようにお願いしますねということは、それは言ってきたと思いますよ。だけど、要するに状況が変わったわけですね、一変したわけですよ。最終答申、市教委に対する8月末の報告じゃなくて、そうじゃなくて、結局、遺族側に示すのが8月末になりそうだって、大きな遅れが生ずるということがはっきり分かった段階で、それで市長に伝えたところ、市長からも指示があったわけでしょ。その指示があったこと、その言葉を対策委員会に伝えていないということがどういったことなのかって、多分、今のこの質疑の中でも、皆さんはそのことの意味が分かっていないと思うんですね。だからそういう答弁をずっと繰り返していると思います。どれだけ市長の言葉の重みというのがあるのか、多分、今の次長からの答弁では、もうこれ以上、何回も繰り返しても、時間も経過してしまうので、部長はどうなんですか。

○品田学校教育部長 8月2日に、市長、それから私ども関係者が集まりまして、この情報を共有させていただきまして、確かに市長から、8月中に御遺族にお示しするというのは、それは最低限ですよねと、そこだけはきちんと守っていただきたいということと併せて、やっぱり一日も早く、最終報告が8月末までに教育委員会に答申されるよう、まだ8月の頭の段階でしたので、一層頑張っていただきたいという話がございました。今、次長が話したように、対策委員会では会議等が都度行われているものですから、そのときに、石原次長とか、担当が参りまして、必ず委員長とは最後にお話をさせていただいているんですけども、その中で、そのことについて、ぜひ一日も早く、教育委員会に8月末をめどにやっていただきたいというのは、改めて話はしていると思います。そこの場面で、市長とこういう協議をいたしまして、市長から直接こういう形で要請がありましたというところまで、ちょっと多分、担当として記憶が定かでないということだとは思うんですけれども、そこについては、都度、間違いなく考え方については説明をさせていただいていると思っておりますし、仮に、そういった形で市長からそういう強い要請があったということを伝え漏らしているということであれば、きちんと対応していなかったということは反省すべきことだと私どもは考えているところでございます。

○中村委員 記憶がないということはね、言っていないと思うんですよ。だから、市長から指示があったことを、同じ内容だからということで、あえて対策委員会に言わなくてもいいという、その判断が私は甘いと思っているんです。だから、市長からの言葉をもし伝えていたとしたら、私は8月末までに間に合っていたのかもしれないなというふうに、今の質疑の中でもそういうふうに感じますよ。

話をちょっと進めますけども、中間報告以降の対策委員会の開催は20回程度あったと思うんですが、終わるたびに市教委に対して報告があると思うんですよね。終了後に、市教委のほうに報告されてきて、内容の詳細までは、議事録とかというのは、当然、市教委には示されるわけではない

ですけども、協議項目というのは、これは全部教育委員会のホームページにも掲載されていますので、当然、協議項目については報告を受けていると。その中で、協議項目を見れば、一定程度、どのぐらい協議内容が進んできているのかというのを把握できたというふうに思うんですけども、いわゆるその協議項目を見て、8月末までの提出が難しいというふうに懸念を持たれなかったのか、もし、そういった懸念を持ったとしたら、いつの時点で懸念を持たれたのか、伺いたいと思います。〇石原学校教育部次長 教育委員会といたしましては、対策委員会が8月末を目途としてからも、対策委員会に対し、進捗状況等をその都度確認するとともに、一日も早く最終報告案が御遺族側に示されるようお願いを重ねてきた、そういったところでございます。このような中、8月22日の会議までは、8月末までに遺族に報告するということで順調に進んでいたところでございますけれども、8月24日の対策委員会の会議後、対策委員会から、8月末に諮問事項の全ての調査報告を御遺族側に示すのは難しい、そういった旨のお話があったところでございます。教育委員会といたしましては、そうではなくて、改めて期日に間に合うよう対応をお願いいたしまして、対策委員会からは、全て報告できるよう努力するとの回答をいただいていたところでございます。

○中村委員 8月22日までは順調にいっている、順調にいっているということは、8月末までに 遺族側に最終報告書を示せるというのが順調にいっているという意味だと思います。ところが24 日、次の会合の終了後には、これはもう間に合わないかもしれないという話になったわけですね。 それで、これは毎回ホームページにアップされていますけど、開催状況というところで、8月22 日が第15回の会議、そして項目は5項目書いてあるんですけど、いじめ認定事実の評価について 協議、死亡に至った過程の検証について協議、3つ目が、学校対応に係る事実経過と問題点につい て協議、4番目が、市教委対応に係る事実経過と問題点について協議、5番目が、最終報告書の構 成について協議、これが終わった時点で順調にいっているということは、ほぼこれは全ての協議が 調って、もう要するに1週間前ですからね、8月末まで1週間しかないわけですから、当然ながら、 もう最終報告書の案というものが示せる段階になっていなければ、あと1週間で最後まで行けない じゃないですか、普通であればね。ただ、この後の8月24日の協議について言えば、ほぼ同じ内 容を協議しています。それにとどまらず、8月26日、8月30日も協議しているんですけど、ほ ぼ全ての項目の協議が継続しているんですね。だから普通、最終報告案というところで、最後に、 皆さん方これでいいですかっていう、全て整った中の協議というのは、少なからずやっぱり1週間 前ぐらいから、いいか悪いかということも含めて、最後に調整が入ると思うので、そういった内容 じゃないんですよ。全て、さっき言った一つ一つの項目の案件がずうっと最後まで、8月30日ま で続いています。9月2日と9月6日は会議録がまだ未公表になっているので、内容は分からない んですが、ただ、最終報告案がそれでいいのかどうかということは、もう9月6日の時点で最後の 協議になっていると思うんですけど、どう考えても、この内容を見れば、8月31日までの提出と いうのは間に合わないという、そんなような経過なんですよ。だとすると、8月22日のときに順 調にいっていますという委員長のお話というのは、これは信憑性ありますか。ちょっと通告してい なかったんですけど、どう思われますか。

〇石原学校教育部次長 対策委員会から示されております会議の概要につきましては、まさに1行ずつということで、細かい内容は示されておりませんでしたことから、その内容をもって、ちょっと細かな進捗状況までは確認できませんでしたけれども、委員がおっしゃるように、その後の26

日、30日ですか、ほかの会議録の流れを見ますと、委員のおっしゃることもごもっともだったなというふうに思いますが、22日の時点では、その内容をもって、終わらないかもしれない、そういった認識にはちょっと立つことができなかったところでございます。

〇中村委員 今、率直な感想だったと思います。

それで、いじめ防止等対策委員会から最終報告が8月末までには間に合わないと、市教委が連絡 を受けたのはいつですか。

〇石原学校教育部次長 間に合わないことは、先ほど説明させていただきましたように、24日の時点でお話ししましたけれども、間に合うように努力してほしいというようなお話をして、努力いただけるというようなことでありましたので、その回答を待っていたところですけれども、対策委員会からは、8月30日、ぎりぎりに、この日の対策委員会の会議後に、やはり8月31日に予定した御遺族への最終報告が一部の内容になると、そういった話を受けたところでございます。

〇中村委員 本当にぎりぎりになって、間に合わないということの報告を最終的に正式に受けたということだと思うんです。

それで、8月31日に未完成の報告書を遺族側に示したということに報道ではなっておりますけど、本日の報告では、全ての報告書が整って、遺族側に提出をされたということです。この間僅か9日間ですよね。未完成な報告書を遺族に示すことについては、市教委のほうに相談はあったのかどうか、そのことについて伺いたいと思います。

〇石原学校教育部次長 対策委員会からは、8月31日までに全ての内容を報告することが難しいといったことは御遺族側にも伝えられておりまして、その際に、一部であっても先行して報告内容を示してほしいとの要望があったものと伺っております。教育委員会としても、御遺族の要望に対応することが望ましい、このように考えたところでございます。

〇中村委員 相談というよりはもう、そういうような方向でしたいと。遺族側との相談でも、遺族側が一部でもいいから提出を8月末までにしてほしいということで、そのとおりになったということなのかなというふうに思うんですけども、僅か9日間であれば、最終完成版までもう少しお待ちくださいというのが普通なのかなと思うんですよ。ところがそうではなくて、未完成なものを独り歩きさせるということをその段階でするということが、果たしていいのか悪いのかということもあったもんですから、あえて聞かせていただきましたけども、いや、経過は分かりました。

対策委員会が発足した当初、昨年の5月ですけども、本当は、市教委から、昨年11月までには報告書をまとめ上げていただきたいと、半年間でまとめ上げていただきたいという、そういったお願いをしたわけですけども、そのことについては難しいということで、初めから蹴られたという経過があったと思うんです。その後約11か月の間に、委員会自体は25回開催されているんですね、昨年度は。今年度は、5か月ぐらいの間で確かに20回の委員会が開催されて、先ほど、江川委員の質疑の中でも、夜中の10時、11時まで委員会を開催していたということもありましたので、かなり精力的に委員会を開催していただいたことは分かりました。ただ、昨年発足した後、そのぐらいの思いでやっていただけたならば、もっともっと早く最終報告書がまとまったんじゃないかなと思うんですよね。これは今津市長も、年度内には何とか最終報告書をまとめてほしいということも対策委員会にお願いした経緯がありましたよね。そのことについては、中間報告にとどまったという、そういう経過がありましたけども、今回の中間報告以降の開催内容を見ると、やはり本気に

なって、そのぐらいの勢いで取り組んでいただいたならば、3月に最終報告がまとまったんじゃないかなということで、そういう面では非常に残念に思います。

中間報告に対して、遺族側から21ページにも及ぶ所見書が提出され、そのことを踏まえて、最終報告書は改めて遺族に寄り添った表現になったことは理解しております。最終報告書が市教委にはいまだ未提出ということだと思うので、内容についてはまだ知り得ないと思いますけども、4月以降、いじめ防止等対策委員会は、遺族への聞き取りを何回ぐらい行ったんですかね。先ほど、丁寧に寄り添って聞き取り調査をやった結果、ちょっと報告書が後ろ倒しになったという、そういう質疑もあったんですけど、この中間報告以降、具体的に何回聞き取りを行ったのかについても伺いたいと思います。

〇石原学校教育部次長 4月以前は1回の聞き取りというようなお話がありましたけれども、4月 以降に関しましては、6月に2回、7月に2回、合計4回の聞き取りを行っているところでござい ます。

○中村委員 4回聞き取りをされたということなので、その聞き取り調査自体は丁寧に行っていただいたのかなというふうに思うんですね。ただ、最終報告にその反映をしっかりやっていただいたのかなというと、それもちょっとどうなのかなというのは、これは最終報告に納得をされていないという報道もありますよね。所見書も提出される、そういう予定だということも報道にありますのでね。遺族側が第三者委員会に不信感を持っているということなのかなというふうに思うんですよね。かなり報道では内容に踏み込んだ記載がありますけども、私たちはまだまだそういった報告書を見ていないので、内容については分かりませんけども、いじめと死亡の因果関係は不明としていることについては、遺族側の主張と大きくかけ離れていることから、本当に遺族に寄り添った聞き取りを行われたのかどうかということについては疑問に思います。中間報告、さらには最終報告にも所見書が遺族側から出されるというのは、前代未聞だと思いますよ。報告書というのは、当然、遺族に寄り添った形の報告書になるのが、これは法律の趣旨から言っても、そのような作りにしましょうということになっていますので。遺族側が所見書を出すというのは、これはもう本当に大変なことだなと。遺族側にも大変な負担、心労をかけている、本当にそれは申し訳ないなという気持ちは私もあります。

先ほど、江川委員の質疑の中で、再調査が行われるという報道もあるけども、このことについてどういうふうに受け止めているんだというふうに聞かれたときに、教育委員会としては特に申し上げることはないと考えておりますって、一体どういうことですか。要するに、再調査になるということは、きちっとした報告書ができなかったということですよ。それを、再調査については答申書の内容や御遺族の所見書などを踏まえ市長が判断されることであり、教育委員会として特に申し上げることはないと考えていますと、こんな答弁はないですよ、普通は。大変申し訳ないという、そういう思いはないんですかね。私は、この調査期間が長くなったということと、調査内容について遺族側が不信感を持っているということについては、第三者委員会だけの責任じゃないと思いますよ。これは、市教委がしっかりと自分たちの責任だと捉える、そういった必要があるというふうに私は思います。そのことについて、最後に見解を伺いたいと思います。

〇品田学校教育部長 対策委員会におきましては、8月中に教育委員会に答申を行うことを目途といたしまして、会議の開催日はもとより、それ以外の日にも、本業の合間を縫いながら懸命に調査

を進めていただき、また、所見書や意見書の内容を踏まえまして、御遺族への聞き取り調査もしっかり行っていただいたものと考えておりますが、結果として最終報告が遅れてしまったことにつきましては、御遺族並びに市民の皆様には大変申し訳なく、教育委員会が事務局としての機能を十分に発揮できていなかったことは否めない部分もあるということを痛感しております。今後、御遺族との調整を経て、対策委員会から教育委員会に答申がなされた後、教育委員会において公表等の準備を進めていくということがございます。一日も早く調査内容を公表することができるよう、我々ができることは全力でやっていきたいということを考えているところでございます。

〇中村委員 最終報告案がまとまり次第、また質疑の場面もあると思いますので、本日のところは これで質疑を終わりたいと思います。

〇品田委員長 それでは、続きまして能登谷委員。

〇能登谷委員 手短にさせていただきます。既に3人の方が質疑されましたので、なるべくかぶらないようにということで質疑したいと思います。

それで、調査報告書、最終報告が遅れているということの中で、今、質疑が展開されました。私としても、遺族に寄り添った対応ができているのかどうか、それから、遺族との信頼関係を本当につくることができているのかどうか、大変疑問に思っています。確かに、学校や市教委は、当初からいじめでないというところから出発しましたので、なかなか信頼関係はつくりにくかったということは当然あると思います。それにしても、信頼関係をつくる、遺族にどう向き合うかというその努力をされるべきではなかったかなと思うんですが、その信頼関係をつくる努力というのはどういうふうにされてきたのか、伺いたいと思います。

〇石原学校教育部次長 御遺族との間で信頼関係が構築されていないというようなお話も伺っておりました。そのようなこともございまして、中間報告が示されて以降、先ほどもちょっと説明した部分と重なるかもしれないんですけれども、教育委員会としては、会議の都度、対策委員会に対しては、会議の進捗状況等、常々、確認しておりましたけれども、その確認した内容につきましては、遺族の代理人を通じまして、状況をその都度報告する、そういった作業を行うほか、あわせて、御遺族の御意見、また要望なども伺いながら、そういった内容を必要に応じて対策委員会にお伝えしてフィードバックする、そういった作業をするなどの調整に努めてきたところでございます。

○能登谷委員 私は、7月に登別市を視察させていただきました。いじめの問題もあって、終わった後1年ぐらいたっていますので、状況も確認させていただいたんですが、登別市では、亡くなったお子さんの家庭に月命日のたびに伺っているんですよ、調査の間もずっと、その後も行かれているんですが。それで、調査の進捗状況とか、いろいろと起きていることとかも丁寧に説明して、ずっと信頼関係をつくるという努力をされてきました。その後、あそこでは、中学生、高校生たちが中心になって、ピンクのシャツを着て1日過ごすという、ピンクシャツデーみたいな取組、いじめ防止の取組をしているんですが、そのときには遺族の方も、自分ちの飼い犬、ワンちゃんにピンクのシャツを着せて一緒に参加するということもされていました。だから、いじめもあったし、亡くなるということも事実としてあったんだけれども、教育委員会が相当細かく配慮しながら、遺族に寄り添ってきたというのが調査の途中でもずっとあったということだったと思うんです。

代理人を通じて話はしたかもしれませんけども、遺族に直接そういうことをするという努力はされてきたんでしょうか。

○石原学校教育部次長 遺族との関係でございますけれども、学校では、亡くなられた当時に在籍していた学校の校長が、毎月、月命日にお宅に伺っているというようなお話も聞いておりますし、教育委員会といたしましては、その都度御自宅に訪問はしていませんけれども、御遺族側と1時間、1時間半ぐらいの直接の面談の機会も、回数は数えておりませんが、多分、5回から10回は持たせていただいて、御遺族の要望だとかについては常に伺っているところでありまして、コミュニケーション等は図りながら対応しているところでございます。

○能登谷委員 率直に言って、その努力は弱いと思うんですね。もともと、学校も教育委員会もいじめでないと判断した、そこからずれているわけですから、信頼関係を取り戻す努力ということで言えば、相当必死な思いでしなければならなかったと思いますね。

もう一つは、第三者委員会が調査に専念できる、そういう環境づくりに徹することができたのかどうか。それで一つ伺いたいのは、膨大な事務量だと思うんですよ。アンケートも取ったとか、いろんな報告をまとめるとか、聞き取って、それを文章に起こすとか、相当な事務量だと思うんですね。それについて、これは事務局はどこが担っていたんでしょうか。

〇石原学校教育部次長 附属機関に行政が諮問等を行う場合におきましては、行政が事務局として会議に参加いたしまして、協議等の進行管理、そういったことをしているケースが多いところでございますけれども、今回の事案に関しましては、教育委員会の対応といったことも調査対象となっているということで、当初、我々も事務局として中に入りながら運営等のサポートをしていく予定でありましたが、対策委員会から、教育委員会は入らないでというような、そういった取決めがなされましたことから、市教委としてサポートする部分には限界があったところでございますけれども、例えば、アンケートの発送作業でありますとか、コピーだとか、封筒詰めだとか、そういった事務的な部分につきましては、可能な限り、教育委員会でできることをやっていくということで、対策委員会の事務負担の軽減となるよう努めてきたところではあります。

〇能登谷委員 確かに、教育委員会は入らないでと言われる環境はありますよね、学校も教育委員会もいじめじゃないと判断したところから始まって、この問題が発生していますから。それにしても、事務局をつくるということはできたんじゃないかなと思うんですよ。調査対象になっているのは教育指導課ですから、そこは確かに外れなきゃならない。それから、教育委員会の中でも駄目だっていうんであれば、別な事務局体制を構築するということが僕は必要だったんじゃないかなと思っています。だから、第三者委員会は膨大な事務作業に最後まで振り回されているんじゃないかなと思っています。

もう一つ、登別でも聞いてきましたが、調査に専念できる環境づくりということで、第三者委員会のメンバーは弁護士さんとか、それぞれの専門家ですよね。職があって本当に忙しい人たち、その人たちがせめて専念できるように、報酬を上げれば専念できるかといったら、そういう簡単な問題ではないですけども、それでも環境づくりはできると思うんですね。登別市は、第三者委員会の報酬、これが1日5千500円だったのを1万7千円に、条例を改正して変えました。確かに、忙しい人たちがこれに専念できるようにするという点で、これだけではできないんだけれども、そういう努力もあったと聞いています。それらも含めて、第三者委員会が調査に専念できる環境づくりというところはどれだけできたのか、教育委員会の見解を伺います。

〇石原学校教育部次長 対策委員会が調査に専念できる環境ということで、なかなか我々が環境を

整えることは難しい部分がございますけれども、ただいま委員からお話のあった報酬に関しましては、我々も大きな課題だというふうに考えておりまして、現状をお話ししますと、市の附属機関は全て、日給7千700円ということで、いじめ防止等対策委員会の委員につきましても同じ報酬を規定していまして、1日当たり7千700円と。先ほどもお話ししましたけれども、夜6時頃から11時までであれば5時間、そういった長い時間を拘束して7千700円、そういった環境が、果たして調査に専念できるような環境であったかというと、大きな課題であるというふうに考えています。それにつきましては、以前から、弁護士会等からも報酬の引上げ等については必要という見解が示されておりますので、今回の調査に関しましては日額7千700円ということでお願いしておりますが、この会議終了後、我々としても、報酬の見直しにつきまして、各関係団体と協議して、改めていくことを検討していきたいというふうに考えてございます。

〇能登谷委員 終わってから直しても間に合わないです、率直に言って。

部長に伺いますが、結局、遺族との信頼関係をつくる努力についても、それから、今聞いた第三 者委員会が調査に専念できる環境づくりという点について見ても、双方とも、旭川市の教育委員会 の努力が私は足りなかったのではないかと思います。そのために、スムーズな最終報告の提出や、 それから市議会の議論に影響を及ぼしているということではないかと思いますけれども、部長の認 識を伺いたいと思います。

〇品田学校教育部長 今、能登谷委員からいろいろとお話をいただきました。

確かに、本来であれば、附属機関でありますので、事務局として、この対策委員会にいろいろな サポートというのを十分にするべきところだったんですけれども、我々が実際に調査の対象になる ということもあったものですから、そういった事務局機能を担えなかったというのが大きなところ だったと思います。

それから一方で、御遺族側とのそういった不信感の解消の部分につきましては、当初から、御遺族側からそういうお話を確かにお聞きしておりまして、我々としても、その橋渡しとなるようにいろいろと努めてきたところではありますけれども、各種報道等を見る限りでは、十分にその責務を果たせなかった部分は確かにあろうかなと思っています。

また、今回、我々がこういった形で、重大事態の対応ということになっているわけなんですけれども、いろいろとガイドラインにも載っていないような、例えば、複数校への対応ですとか、今、いじめ防止の部分については、何とか施策に反映させようとしているんですけれども、そういった想定していなかったような対応の部分というのは確かに出てきているところでございます。そういったことについて、どういったものが本当に必要になっていくのかというのは、また別の機会できちんと検証していかなければならないということは考えているところでございます。

〇能登谷委員 これで最後にしますが、議会の質疑の関係、これがどうなるのかなと。公表が9月中旬だというふうなことでおっしゃられていますが、既に12日、来週からは第3回定例会が始まるわけで、最終報告を受けての議会での審議というか、私たちなりの責任をやっぱり果たさなければならないんですが、それはどのように担保されるのか、お聞かせください。

〇品田学校教育部長 大まかなスケジュールにつきましては、先ほどお話をさせていただきましたけれども、現在、対策委員会から御遺族側に最終報告の案が示されているという状況でございます。対策委員会のお話をお伺いしますと、その後、内容についてじっくりと見ていただきまして、何か

あれば協議というんでしょうか、そういったことの調整をさせていただいて、その後、教育委員会に対して最終報告の答申をするということをお聞きしております。そこで、御遺族側との協議というんでしょうか、その調整がどこになるかということ次第なんですけれども、その答申を受けてから公表版の作成ということになりますので、我々もそこを最大限努力させていただいて、それでもやっぱり、対策委員会側と、それから御遺族側にも内容を確認していただかなければならないということもありますし、そのほかの事務作業もちょっとあるものですから、そういったものを踏まえますと、やっぱり1週間から10日ぐらいは最低限かかるのかなと思っています。そういったことを踏まえますと、来週の週末になるのか、その翌週にちょっとかかってしまうのか、そこはちょっと今の段階では何とも申し上げられないところではございますが、一日も早く公表できるように努めていきたいと考えております。

〇能登谷委員 来週にもらっても、私たちは、20、21、22日は本会議の一般質問なんですよ。だとすると、経済文教常任委員会を開いてこの件を集中的に質疑するということはできないということになりますよね。もらったものを見て、その日のうちに一般質問でやるというような日程では、とても我々としても審議できないということになりますので、その点を踏まえて、この後、できるだけ早い段階で我々にも示していただきたいということを求めて、終わります。

〇品田委員長 この件に関して、そのほかに御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

〇品田委員長 なければ、この報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、その他の経済文教常任委員会の行政視察についてを議題といたします。令和3年3月22日の議会運営委員会において、常任委員会の行政視察については正副委員長班それぞれの視察結果を共有することが確認されており、本委員会といたしましては、委員会散会後に報告会を実施することといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

〇品田委員長 そのように扱わせていただき、詳細につきましては決まり次第お知らせさせていただきます。

以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

〇品田委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午後0時33分